

政府系金融機関の廃止・統合案

官制金融の縮減による民間金融・資本市場の活性化を

行革断行評議会

政府系金融機関見直しの三原則

Bank for the People 国民の視点を大切に

- ・政府系金融機関の見直しに際しては、既に機関を利用されている多くの国民の視点を大切に、整理統合を進める。

Bank by the People 民にできることは民に

- ・政府系金融機関の見直しに際しては、民間では行えない業務や、資本市場の発展のために必要な業務のみに特化し、民間でも対応可能な資産や案件は民間に移転する方向で、整理統合を進める。

Bank of the People 重複を省きコストを最小化

- ・政府系金融機関の見直しに際しては、既に必要性のなくなった業務や他の政策手段によっても行いうる業務は廃止、複数の機関に重複する業務は整理し、その上で最大限効率的な組織となるよう、整理統合を進める。

目次

- 1、日本の公的金融シェアはアメリカの二十倍
- 2、統制金融から市場金融へ
- 3、政府系金融機関の改革は郵政三事業民営化に不可欠
- 4、民間は政府系金融機関による弊害の解消を訴えている
- 5、省庁別に金融機関を持つ合理性はない
- 6、政府系金融機関は二法人に統合
- 7、二十七特殊法人の行う金融業務は全て廃止・統合する
- 8、廃止・統合イメージ
- 9、日本政策投資銀行は民業圧迫の象徴
- 10、日本政策投資銀行が民業補完の原則を逸脱している事例
- 11、全法人の事業を整理・統合する
- 12、政府系金融機関の運営指針
- 13、今後の課題

附属資料

日本の公的金融(直接貸付)シェアは アメリカの20倍

- ・ 日本全体の貸出残高856.6兆円の22.7%、194.2兆円を公的金融が占めている(政府系金融機関合計173.4兆円+政策金融27特殊法人合計20.8兆円)。
- ・ アメリカでは、国内金融部門全体の与信合計(貸出、社債保有など)約23兆ドルのうち、公的金融の直接貸付はわずか1.1%の2410億ドルに過ぎない。

統制金融から市場金融へ

- ・ 特別な優遇条件によってしか成り立たない「長期・固定・低利」という市場原理を無視した公的ファイナンスの肥大化によって日本の金融・資本市場は歪められている。
- ・ 財政投融資の活用、利子補給金などの税金による補填、政府の信用力に基づく調達コストの低さ、といった有利な競争条件にある政府系金融機関にビジネスチャンスを奪われ、民間金融機関は疲弊している。
- ・ 政策系金融機関改革の目的は、民間金融市场を拡大し、民間金融機関の体力を回復させることで経済の活性化を促すことである。
- ・ 巨大な公的金融の規模を、景気の回復に合わせて少なくとも現在の1/10以下に縮小し、官から民へ資金を大きくシフトさせ、日本の民間金融・資本市場を拡大し、市場原理に沿った健全な競争ができるように環境を整えるべきである。

政府系金融機関の改革は郵政三事業民営化に不可欠

- 特殊法人等は郵貯資金の受皿

郵便貯金、簡易保険等を原資とする財政投融資の受皿として特殊法人等の活動が存在しており、特殊法人改革は財投改革ひいては郵政三事業民営化につながる改革である。

- まず一番大きな出口を絞ることが不可欠

わけても政府系金融機関は事業に要する資金量が200兆円ちかく、その他の特殊法人等の事業の3倍以上あるなど膨大で、巨額な財投資金の分配を行う重要な装置である。この資金の流れの根本を絶っていくことが、政府系金融機関の廃止・統合による改革である。政府系金融機関という最大の出口を絞っていかなくては、郵政三事業民営化に結びつかない。

民間は政府系金融機関による弊害の解消を訴えている

- ・ 全国銀行協会は、政府系金融機関による弊害を指摘し改革の必要性を提言している。
- ・ 「郵便貯金や簡易保険、政府系金融機関など、わが国の公的金融は先進諸外国では類を見ないほど巨大な位置付けを占めており、金融・資本市場の効率化・活性化の阻害要因にもなっていることから抜本的な改革が必要である」
- ・ 「政府系金融機関の活動は『官業は民業の補完』という枠を超えて民間金融機関の貸出等と競合を生じておき、民業を圧迫している状態にある。例えば、競合する分野において政府系金融機関が『低利』の貸出等を行う結果、マーケットシェアにかかわらずプライスリーダーとしての機能を持つに至っている。信用リスク等に応じた適正なスプレッドを確保できず、民間金融機関の収益力向上の阻害要因となっている可能性が高い」
- ・ 「こうした様々な問題点を抱えている政府系金融機関の改革を進めることができれば、①将来に亘る財政負担が削減されるとともに、②わが国金融システムが効率化・活性化することとなり、わが国経済全体の活性化にも資することとなる」

(「政府系金融機関の抜本的改革に向けた提言」平成13年11月、全国銀行協会)

省庁別に金融機関を持つ合理性はない

- 政府系金融機関は9法人

(財務省) 日本政策投資銀行(18.8兆円)、国民生活金融公庫(11兆円)、国際協力銀行(21.5兆円)、

(経産省) 商工組合中央金庫(11.2兆円)、中小企業金融公庫(7.6兆円)、

(国交省) 住宅金融公庫(74.5兆円)、

(総務省) 公営企業金融公庫(23兆円)、

(農水省) 農林漁業金融公庫(4.1兆円)、

(内閣府) 沖縄振興開発金融公庫(1.8兆円)、

- その他に政策金融を行う特殊法人は27法人ある(合計20.8兆円)。

緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、国際協力事業団、日本私立学校振興・共済事業団、労働福祉事業団、年金資金運用基金、社会福祉・医療事業団、農畜産業振興事業団、金属鉱業事業団、中小企業総合事業団、運輸施設整備事業団、北方領土問題対策協会、日本育英会、雇用・能力開発機構、農業者年金基金、新エネルギー・産業技術総合開発機構、奄美群島振興開発基金、勤労者退職金共済機構、通信・放送機構、基盤技術整備基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、農林漁業信用基金、生物系特定産業技術研究推進機構、情報処理振興事業協会、自動車事故対策センター

(附属資料①、② 参照)